

市民参加プロセス計画書：岡崎市マンション管理適正化推進計画

Q・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

**【計画策定の必要性】**  
 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が令和2年に改正され、国の定める基本方針のもと、地方公共団体の関与を強化し、マンション管理の適正化の推進が求められることから、計画の策定が必要となります。

**【解決したい課題】**  
 マンション管理の実態を把握・分析し、基本的な指針等を示すことで、マンション管理の適正化の推進を図ります。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
本計画は令和2年に改正された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」、並びに愛知県が作成した「マンション管理適正化推進計画の作成に関するガイドライン」を踏まえて策定するため、検討段階における市民参加の余地がほとんどありません。そのため、岡崎市マンション管理適正化推進計画の具体的内容について検討する構想段階から市民参加を実践することとします。					
構想段階	令和3年9月～10月	実態調査【アンケート】（愛知県が実施）	愛知県の区域内（別途同様の調査を行った名古屋市及び豊田市を除く。）に所在するマンション	・管理組合の運営状況、修繕の状況等	マンション管理の実態を把握・分析するため。
計画段階	令和4年12月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・推進計画（計画案） ・推進計画（計画案）に対する意見	推進計画（計画案）の内容に対する合意を得る。
実施・運用段階	令和5年3月	計画の公表（HPにて公表）	全市民	・推進計画	計画を周知し、適正化に関する内容を認識していただく。